

令和 7 年 9 月 2 2 日
(津幡町請負業者選考委員会決定)

津幡町競争入札参加資格者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

株式会社 今一電気商会 かほく市木津口 2 4 番地 1

2 指名停止期間

令和 7 年 9 月 2 2 日から令和 7 年 1 2 月 2 1 日まで (3 箇月)

3 指名停止の理由

令和 7 年 9 月 1 1 日に執行した「津幡町公共下水道事業（改築）住吉污水中継ポンプ場非常用発電設備更新工事」の一般競争入札において、落札したにもかかわらず、契約締結を辞退した。

上記行為については、津幡町競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱別表第 2 第 1 6 号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 津幡町競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱

別表第 2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) (16) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 9 月以内